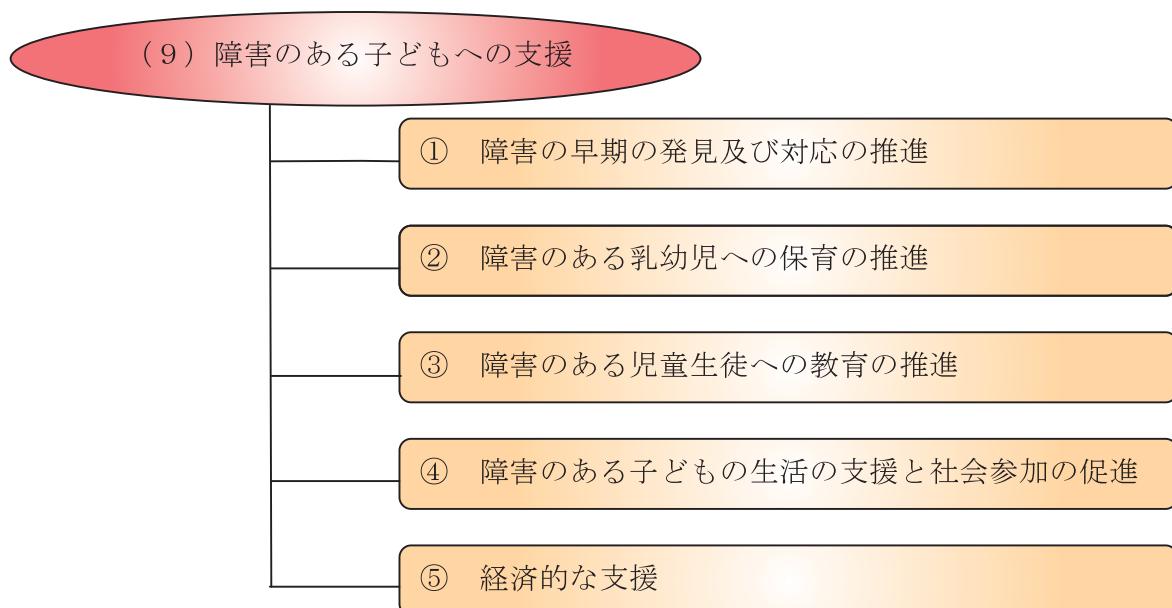


(9) 障害のある子どもへの支援

障害のある子ども及び保護者に対する早期からの相談・療育・援助及び健常児との統合保育により、障害のある子どもの健全な発達を支援します。

また、身近な地域で安心して生活できるようにするとともに、保護者の悩み解消と障害の軽減・自立の促進が図れるような施策を推進します。



① 障害の早期の発見及び対応の推進

妊婦及び乳幼児健康診査や各種相談等の推進に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携を図り、障害の早期発見、早期治療や療育、保護者の支援等に努めます。

(主な施策)

- ・就学時健康診断
- ・子どもすこやか安心ねっと事業（再掲）
- ・妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）
- ・乳幼児健康診査事業（再掲）
- ・児童デイサービス事業*
- ・児童デイサービス支援事業
- ・ことばの発達指導事業 など

② 障害のある乳幼児への保育の推進

保育所や幼稚園において、障害児保育を推進します。

(主な施策)

- ・私立保育所補助事業（再掲）
- ・私立幼稚園障害児教育補助事業
- ・保育所、幼稚園での幼児保育（教育）相談（再掲）など

③ 障害のある児童生徒への教育の推進

発達障害などの障害のある子どもについて、適切な教育を行います。

(主な施策)

- ・就学指導奨励事業
- ・特別支援教育の推進
- ・特別支援教育体制推進事業など

④ 障害のある子どもの生活の支援と社会参加の促進

障害のある子どもとその家族の在宅生活の質の向上と福祉の増進を図るため、補装具・日常生活用具の給付等を実施するとともに、介護をする家族の負担軽減を図るため、家庭へのホームヘルパーの派遣や施設での短期入所を実施します。

また、障害のある児童生徒が、放課後や夏休み等の長期休業中に安心して過ごせるような活動を推進、支援するとともに、障害の状況に対応した情報の提供や友愛パスの交付などにより社会参加を促進します。

(主な施策)

- ・補装具費支給事業
- ・日常生活用具給付事業
- ・重度心身障害者（児）紙おむつ等助成事業
- ・障害福祉サービス給付事業（居宅介護・短期入所）
- ・障害児学童保育支援事業
- ・放課後児童健全育成事業※（再掲）

- ・友愛バス交付事業
- ・友愛タクシー券交付事業 など

⑤ 経済的な支援

障害の状況に応じ手当を支給するとともに、医療費を助成するなど福祉の増進を図ります。

(主な施策)

- ・特別児童扶養手当支給事業
- ・障害児福祉手当支給事業
- ・市民福祉手当（重度障害児手当）支給事業
- ・重度心身障害者等医療費助成事業 など